

総行行第 4 2 9 号  
総行市第 9 9 号  
令和 6 年 9 月 2 6 日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

地方自治法施行令の一部を改正する政令及び  
地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 9 7 号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 8 7 号。以下「改正規則」という。）が本日公布され、同日施行されました。

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号。以下「改正法」という。）の内容については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和 6 年 7 月 2 日付け総行行第 2 8 0 号・総行市第 7 5 号・総行経第 1 5 号・総行デ第 3 7 号・総行公第 4 6 号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長宛て総務大臣通知）により示したほか、改正法により新設された地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 編第 1 4 章については、「地方自治法第 2 編第 1 4 章「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」の運用等の考え方について（通知）」（令和 6 年 8 月 5 日付け総行行第 3 7 7 号・総行公第 6 3 号各都道府県知事、各指定都市市長宛て総務省自治行政局長通知）により周知したところです。

改正令の内容は、改正法の施行に伴い、同章における事務処理の調整の指示の対象となる事務について定めるとともに、法第 2 編第 1 6 章に設けられた指定地域共同活動団体への事務の委託に係る随意契約について、指定都市の締結す

る特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に該当するものの取扱いを定めるものです。

また、改正規則の内容は、市町村が指定地域共同活動団体として指定できる要件の一つとして、当該団体が定款等に定めている必要がある事項について規定するものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第一 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項

法第252条の26の4第1項第2号の事務処理の調整の指示の対象となる事務として、保健所設置市区が処理することとされている事務など規模等に応じて市町村が処理することとされている事務について、政令で定めることとされていたところ、同号の政令で定める事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とされたこと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第174条の49の20関係）

### 第二 地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

#### 一 地方自治法施行令関係

法第260条の49第6項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が特定調達契約に該当するときは、特例政令第11条第1項各号に掲げる場合に限り、これによることができるものとされたこと。（令第179条の2関係）

なお、当該契約を締結しようとする場合においては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」（平成7年11月1日付け自治行第84号各都道府県総務部長、各指定都市担当局長宛て自治省行政局行政課長通知）を踏まえ、内外無差別の原則に沿って、慎重に判断し、適切な運用に努められたいこと。

## 二 地方自治法施行規則関係

法第260条の49第2項第3号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることとされたこと。(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の5の2関係)

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 主としてその活動を行う区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 会計に関する事項

## 第三 施行期日

改正令及び改正規則は、改正法の施行の日(令和6年9月26日)から施行するものとされたこと。(改正令附則及び改正規則附則関係)